

9月1日は 防災の日

関東大震災が起きた9月1日は、「防災の日」に定められています。

9月・10月は本格的な台風シーズンに入ります。災害への意識を高め、避難行動の確認や情報収集手段の確保など、今できる準備をしておきましょう。



警戒レベルに応じた避難行動

災害時には、防災気象情報を基に避難情報などが発令されます。再度確認しておきましょう。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報 キキクル		市町村の対応	住民が取るべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警戒	災害切迫	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ●すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する	5
	《警戒レベル4までに必ず避難！》				
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報 高潮警戒情報 高潮特別警戒	危険	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ○台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく	4
大雨の半日～数時間前	※1 大雨警戒洪水警戒 高潮警戒に切り替える可能性が高い注意報	警戒	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する	3
大雨の数日～約1日前	大雨警戒洪水注意報 高潮注意報	注意	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ○ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど	2
	早期注意情報 (警報級の可能性)		○心構えを一段高める ○職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警戒（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します

出典：「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成



防災行政無線

防災行政無線が聞こえない地域や、聞き取りにくい地域にお住まいの方は、テレホンサービス（☎0120-40-8031）や防災ラジオ、神栖市メールマガジンをご利用ください。

また、故障で防災行政無線が聞こえない場合は、防災安全課までご連絡ください。



神栖市メールマガジン

神栖市メールマガジンに登録すると、緊急災害情報・防災行政無線情報・行政情報が、携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールに配信されます。

登録は「e-kamis-city@xpressmail.jp」へ空メールを送信し、返信されたメールの案内に従って手続きしてください。QRコードを読み取って、簡単にメールを送信することもできます。



防災ラジオ

市では、防災行政無線の放送内容を聞くことができる「防災ラジオ」を有料で配布しています。防災ラジオは、防災無線で放送した内容が自動的に流れます。また、直近の放送を録音するので、後から確認することができます。

対象＝市内に住所がある世帯主、市内に事業所がある事業主

費用＝1台2,000円

※別途月額80円（税別）の電波受信料がかかります

申込先＝防災安全課、市民生活課



※次のいずれかに該当する方は、費用・電波受信料が免除されます

- 生活保護を受けている
- 神栖市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムを利用している
- 市の「避難行動要支援者名簿」登録者と同一の世帯である



避難所の混雑状況を確認できます

災害発生時の避難所開設状況や各避難所の混雑状況を、リアルタイムで空き情報配信プラットフォーム「VACAN(バカン)」を使って、インターネット上で確認できます。

これにより、避難所の混雑状況に応じて避難先を選択するなど、安全に分散避難ができます。

詳しくは
コチラ



土のうステーション

台風が接近したときなど水害の危険がある場合、土のうステーションから自由に土のうを持ち出すことができます。ぜひご利用ください。

【設置施設】

- 市役所本庁舎
- 大野原コミュニティセンター
- うずもコミュニティセンター
- 平泉コミュニティセンター
- 息栖区民館
- 波崎総合支所・防災センター
- 若松公民館
- 矢田部公民館
- 波崎東ふれあいセンター
- 矢田部ふれあい館



マイ・タイムラインを作ろう！

マイ・タイムラインとは、台風や大雨による水害など、これから起こるかもしれない災害に対し、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のことです。

自宅などの浸水の可能性について、ハザードマップなどで確認し、「マイ・タイムライン」を作ってみましょう。

◎市ホームページから国土交通省のウェブサイトアクセスすると、マイ・タイムラインを簡単に作成することができます



詳しくはコチラ